

音楽サロンコンサート要項

令和 7 年 12 月

1. 催事開催要項

- 催事は観客を特定せず、発表形式で行われるものに限る。練習のみの利用は不可とする。
- 原則として生演奏による催事のみとし、カラオケを中心とした催事は不可とする。
- 利用区分は会場準備から催事終了後の原状復帰までを含む。
- 開催にあたっての運営は申請者が行うものとし、設営、準備、観客の整理、誘導、緊急時の対応などの安全確保に努める。
- 安全管理上の観点から、出演者とは別の者を会場責任者および避難誘導係として配置すること。

2. 利用受付期間

催事開催日の 7 ヶ月前の月の初日受付開始日から 28 日前までとする。

3. 催事内容の承認

音楽サロン使用の承認には、使用承認申請書と開催計画書を音楽プラザ管理事務室へ提出し、音楽プラザ職員による審査を受けるものとする。

初めて使用する場合は、活動の実績として、過去のチラシやプログラム等（コピー可）を併せて提出すること。

4. 禁止事項

- 観客から入場料や参加料を徴すこと。
- 火気、熱源をはじめとする各種危険物品を使用する内容や、水等を使用する内容。
- 大音響（和太鼓など）を発する可能性がある内容。
(演出上、大音響となるおそれがある場合は事前に要相談。)
- 物品やチケット等の販売及び予約受付。
- 各出入口及びサロン内の自由な通行を妨げる内容。
- 音楽プラザ内施設（喫茶、名古屋フィルハーモニー交響楽団事務局含む）の営業を妨げる内容。
- 点字ブロックを塞ぐ、または点字ブロック通行の妨げとなる設営。

5. 利用時間

- 催事の開催時間は 1 回につき 1 時間を原則とするが、超過が見込まれる場合はプラザ事務室と喫茶の了解を事前に必要とする。
- 催事の開演を午前中に行う場合は、前日の夜間区分から準備及び練習を行うことができる。

6. 座席数

- 喫茶スペースに常設の座席（44 脚）のほかに、倉庫内の折りたたみ椅子（70 脚）を座席として追加することができる。
- 座席数を超えた場合は立見となる。

※参照：音楽サロン利用時の配置について

7. 同一団体による催事開催

同一団体による催事開催は 1 カ月のうち 3 日を上限とする。ただし、開催日前日を準備のみで使用する場合は日数に計上しない。月をまたいで連續して開催する場合は、各月ごとの累計とする。尚、同一団体による 1 日複数回の公演は不可とする。

8. 同一日の複数催事開催

同一日の異なる区分で異なる団体による催事の開催は可能とするが、備品等の設置、移動、撤去について団体間で事前に合意を求めるものとする。

9. 情報掲載

- 開催計画書を基に、当館発行の月刊情報紙「にじいろ」・当館のホームページ・当館の Instagram・館内掲示物へ情報を掲載する。
- 内容に変更が生じる場合は、音楽プラザ管理事務室へ連絡すること。ただし、月刊情報紙「にじいろ」への掲載に関しては、催事開催月の 2 カ月前の 25 日を過ぎた場合、変更不可。

10.撮影

- 収益を得られる動画や写真の撮影は不可とする。
- 撮影をする場合は、観客募集の際に告知し観客からの同意を得ること。
- 音楽プラザ職員による記録写真撮影を行う場合がある。

尚、今後感染症の流行や社会情勢の変化により、コンサートの開催を制限する場合がある。